

2019年10月24日

長崎県知事 中村法道様

石木ダム強制収用を許さない議員連盟
代表 波佐見町議会議員 城後 光
事務局 〒859-3603 川棚町岩屋郷 908-6

石木ダム事業の行政代執行を行わないよう求める申し入れ書

私たちは、東彼杵郡三町の町議をはじめとする石木ダム問題に関心を寄せる議員有志です。

九州のマッターホルンと呼ばれる虚空蔵山。そこを源として川原の里を流れる石木川。その流れは川棚川に合流し大村湾に注ぎます。中流域の川原地区は棚田が広がり、初夏にはホタルが飛び交うところです。そのような川原地区での自然と結びついた人々の営みは時の流れの中で幾代にも亘って続けられてきました。

その川原地区を沈める石木ダム構想が持ち上がったのが1962年。それから57年が経過した現在も、長崎県と佐世保市は、佐世保市への水の供給のため、川棚川での洪水防止のため、石木ダムが必要だとして、ダム建設事業を推進し続けています。しかし、佐世保市の水の需要は近年減るばかりです。また、川棚川は、河川改修を完了すれば、過去最大の洪水が発生しても溢れさせずに流すことができるのです。これは貴職も認めていることです（2014年7月11日、川原公民館）。

逆にダムを造れば、川の水がダムによってせき止められることで様々な悪影響が発生します。ダム湖ではヘドロや異臭が発生し、またアオコの発生も予想されます。ダム湖の水が下流に流れて、石木川、川棚川だけでなく、宝の海・大村湾の水質も悪化することが懸念されます。このようなダム建設事業に対しては、今一度原点に立ち戻り、その必要性について再考すべきとの声も多くあがっています。

にもかかわらず、長崎県収用委員会は、今年5月21日、石木ダム建設事業にかかる未買収地計約12万平方メートルの土地を明け渡すよう、反対地権者（13世帯約60名）に求める裁決を出しました。地権者がこれに応じなければ、全ての用地を行政代執行によって強制的に収用することも可能になります。

そもそも、私たち三町町民を始めとする長崎県民は、石木ダムがなぜ必要なのか、納得できる説明を受けたことはありません。ダムが必要というなら、まず第一に県民が納得できる説明をするべきです。その説明責任さえ果たさずに、強硬手段をとることなど許されません。もし、県民の反対の中、行政代執行を行えば、それは立憲主義を前提としたわが国の民主主義政治の根幹を揺るがす愚行であり、社会活動の基本である財産権を否定し基本的人権を踏みにじる暴挙としか言いようの無いものです。

長崎県と佐世保市が行政代執行を請求した場合、それを行うか否かを判断するのは、貴職だけに与えられた権限です。貴職は、長崎県の首長として、県民ひとりひとりに対して恥じることはないよう、反対地権者の基本的人権を守る観点から、行政代執行を行わないよう申し入れます。

以上